

令和4年3月31日  
文部科学省  
総合教育政策局国際教育課

学校教育法施行規則等の一部改正に関する  
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について、令和4年1月7日から令和4年2月6日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計27件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 制度内容への意見について	<p>日本語指導が必要な生徒全てが指導を受けられるよう、個別の日本語指導の実施について強制力のある文言にすべきではないか。</p>	<p>日本語指導が必要な生徒に対しては、学校において日本語指導をはじめとした指導・支援を実施し、適切な教育が受けられるよう配慮することが重要です。</p> <p>一方、日本語指導が必要な生徒の個々の日本語の能力や学習等の状況は多様であり、具体的な指導の在り方については、生徒の状況や希望を踏まえながら、学校において個別に判断される必要があると考えます。このため、日本語の能力に応じた特別の指導を実施する場合には「特別の教育課程によることができる」とすることが適切であると考えます。</p>
	<p>必履修教科・科目等を日本語の能力に応じた特別の指導に替えることができないとあるが、より支援が必要な入学初期の段階で指導できるようにすべき。</p> <p>必履修教科・科目等を日本語の能力に応じた特別の指導に替えることができないとあるが、少なくとも国語の必履修教科・科目については替えることができるようにすべき。</p>	<p>高等学校における教育の共通性を確保する観点から必履修教科・科目等が設けられた趣旨に鑑み、日本語の能力に応じた特別の指導を必履修教科・科目等に替えることはできないこととしています。</p> <p>日本語指導が必要な生徒の日本語の能力や学習等の状況に応じては、高等学校等に入学した直後に集中的に日本語の指導を実施することが、各教科等の授業への参加を円滑にすることが考えられますので、日本語の指導と必履修教科・科目等の指導順序を工夫することが期待されます。</p> <p>なお、日本語の能力に応じた特別の指導の実施に際しては、ICTを活用したオンライン指導や他の高等学校等に通学して指導を受けることも可能ですので、各学校の状況に応じた指導形態を工夫することも考えられます。</p>
2. 制度の運用に関する意見や質問について	<p>「取り出し方式」での指導により日本語指導を必要とする生徒を集団から切り離すことにより、差別されることのないよう十分に配慮すべきである。</p>	<p>日本語指導が必要な生徒に対する具体的な指導の在り方については、生徒の状況や希望を踏まえながら、学校において個別に判断される必要があると考えます。</p> <p>また、個別の日本語指導を行う際には、その意義について学校の教職員全体での共通理解を図るとともに、周囲の生徒の理解を図り、互いを尊重しながら学び合う</p>

		学校づくりを進めることも大切な視点だと考えます。
	特別の教育課程の導入に際して、高等学校における支援体制が不十分である。特別の指導を担当する教員や日本語指導員・母語支援員等の配置を拡充すべき。	高等学校等において、日本語指導が必要な生徒に対する支援体制を構築することは重要な課題であると認識しています。文部科学省が実施している補助事業によって、各都道府県等が実施する帰国・外国人児童生徒等教育の指導・支援体制構築の取組を支援しており、日本語指導補助者・母語支援員の派遣や、高校生に対するキャリア支援等の包括的な支援を実施しています。具体的な御指摘の内容については、今後の施策検討の参考にさせていただきます。
	特別の教育課程の編成にあたり、生徒の日本語能力の評価が必要である。	御指摘のとおり、「特別の教育課程」の編成に際しては、対象となる生徒の日本語の能力を含む生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な観点から把握・測定した結果を踏まえることが重要であると考えます。日本語の能力の評価に関しては、文部科学省において開発した「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」を踏まえ、高等学校における実施方法等について検討を進めてまいります。
	日本語指導が必要な生徒が持つそれぞれの文化を尊重することや、母語保持の観点も必要である。	第二言語として日本語を習得する生徒の母語の発達状況は大切な要素であるとともに、当該生徒のアイデンティティの確立の観点からも、母語・母文化を尊重した取組に配慮することが大切であると認識しています。御指摘の点については、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
3. その他	その他日本語教育や支援に関する御意見	今回の改正と直接の関係はございませんが、今後の参考とさせていただきます。